

第 11 回

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会
提 出 案 件

日 時 平成16年5月17日 午後2時
場 所 秋田キャッスルホテル
4階放光の間

目 次

議案第16号	市町村建設計画に関する件	1
議案第27号	農業委員会の委員の任期および定数の取扱いに関する件 変更の件	4
議案第58号	社会教育事業の取扱いに関する件	10
議案第61号	地域審議会の設置に関する件	12

議案第16号

市町村建設計画に関する件

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項に規定する市町村建設計画を次のとおり定めることについて、協議を求める。

新市の市町村建設計画は、別紙のとおりとする。

平成16年5月17日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐 竹 敬 久

緑あふれる新県都 プラン（原案）

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会

目次

第1章 合併の必要性と効果

- 1 合併の必要性1
- 2 合併の効果2

第2章 計画の策定方針

- 1 計画策定の趣旨4
- 2 計画の構成4
- 3 計画の期間4

第3章 秋田市・河辺町・雄和町の歴史と現況

- 1 歴史5
- 2 位置・地勢7
- 3 人口・世帯8

第4章 人口フレーム

- 1 人口と世帯11
- 2 就業区分12

第5章 まちづくりの基本方針

- 1 まちづくりの目標13
- 2 まちづくりの方向14
- 3 地域別振興計画の方針15

第6章 まちづくり計画

- 第1 施策体系20
- 第2 施策展開22

第7章 秋田県事業の推進

.....41

第8章 公共的施設の統合整備

.....43

第9章 財政計画

.....44

第1章 合併の必要性と効果

1 合併の必要性

(1) 地方分権の進展

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方分権が現実の歩みをはじめると、21世紀は新たな地方の時代であると言われていています。すなわち、分権による行政権限の拡大等を背景に、住民に最も身近な行政主体である市町村が、知恵と創意工夫と行動力で、地域、ひいては我が国全体の発展をも主体的に担っていくべき時代となっているのです。

こうしたことを受け、基礎的自治体である市町村においては、さらなる行財政基盤の強化と政策形成能力の向上等が必要となっていることから、ともに都市圏を形成する秋田市、河辺町および雄和町においても、地方自治を取り巻く環境変化へ適切に対応していくため、市町合併への取り組みが必要となっています。

(2) 生活圏の広域化と1市2町の一体性

生活圏の広域化

現在の市町村の枠組みができた昭和30年前後の昭和の大合併以降、住民の生活圏域は大きく広がりました。そして市町村の枠を越えて公共サービスを受ける人が増えてきた結果、病院や図書館、体育施設、道路といった公共施設の利用等に関して、受益と負担の不均衡が生じています。

また、その一方で、行政には広がった生活圏に対応したより広域的な行政サービスの提供が求められています。

こうしたことから、市町合併により、生活圏に対応した行政区域の確立と広域的行政サービスの実現をはかっていくことが必要となっています。

1市2町の強い一体性

秋田市、河辺町および雄和町では、既に、ごみやし尿の処理、教科書採択、消防・救急業務などの分野において、連携して広域的な取り組みを行っています。

さらに、医師会やJA、森林組合、交通安全指導隊連合会といった公共的団体が1市2町の圏域において統一的に組織されていることに加え、多くの通勤・通学者や買い物客等が両町から秋田市に流入しているなど、1市2町は現時点で相当の一体性を有しており、合併は極めて自然な流れであると言えます。

このように、日常生活圏が既に一体化している状況で、真に自立した住民自治の達成や住民福祉の向上をはかっていくため、市町合併により住民の生活実態に即した地方自治体を形づくっていくことが必要となっています。

(3) 少子高齢化や住民ニーズの高度化等社会変化への対応

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（中位推計）によれば、我が国

の総人口は平成18年（2006年）をピークに減少に転じると予測されています。また、年齢別人口構成は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少するとともに、老年人口（65歳以上）が大幅に増加し、急速に高齢化が進むとされています。

1市2町においても同様の現象が予測され、11ページにあるとおり、平成22年をピークに総人口は減少に転じ、平成27年には、老年人口比率は25.4%と平成12年から7.3ポイント増加する見込みとなっています。そして、少子高齢化の進行と同時に、生産年齢人口の減少が進むことなどが影響し、中・長期的に経済成長や税収の伸びが鈍化又は低下することが懸念されます。

一方で、人々の価値観の多様化等に伴い、行政に対する住民ニーズはますます高度化し、行政には、より質の高い行政サービスの提供が求められています。こうしたことから、今後の厳しい財政状況のもとで、現在の行政水準の維持・向上をはかっていくため、市町合併により行財政運営の一層の効率化とさらなる行政経営能力の強化をはかっていくことが必要となっています。

2 合併の効果

(1) 地域資源の有効活用と県都・中核市としての役割発揮

今後予想される厳しい都市間競争の中で、地域の特性を活かしつつ独自のまちづくりを進めていくことが、都市の持続的発展と住民幸福の実現には不可欠となっています。

市町合併による行政区域の拡大は、自然・人材・文化などの地域資源が増えることにつながりますが、1市2町の合併においても、インターチェンジ・港湾・空港といった陸・海・空の交通結節点、豊かな自然環境、地域に根ざした伝統文化など、それぞれの持つ有形・無形の地域資源の一体的活用が可能となります。

市町合併に伴い、多様な地域資源を十分に連携・活用していくことで、今までになかった、地域の新たな発展可能性を創出することにより、さらに都市個性を発揮するとともに、交通基盤の整備進展など交通環境が向上する中で、県都・中核市として、さらに強い力で全県域をリードしていくことが可能となります。

(2) 生活圏域と行政区域の整合と広域的行政の推進

人々の生活圏域が大きく広がり、行政サービスに関する受益と負担の不均衡が生じる一方で、生活圏に対応した広域的行政サービスの提供が求められています。

市町合併による行政区域の拡大は、住民の生活圏域と行政区域の整合をはかり、各種の行政サービスに関する受益と負担の適正化を進めることにつながります。また、市町合併に伴い、公共施設の相互利用が進むことから、住民サービスの向上と公共施設の有効利用がはかられます。さらに、住民生活に即した広域的な観点から、圏域における一体的な行政サービスの供給やより効率的かつ効果的な公共施設整備・土地利用をはかっていくことが可能となります。

(3) 自治能力の向上

地方財政を取り巻く状況が年々厳しさを増す一方、地方自治体に対する住民ニーズは高度化・多様化しており、市町村には、さらなる自己改革による行財政基盤の強化と行政経営能力の向上が求められています。

市町合併は、管理部門の統合や職員・議員数の削減に加え、類似施設の重複や二重投資の回避等による効率的かつ重点的な公共投資につながるなど、地域総体として、行財政運営の効率化と強固な財政基盤の確立を可能にします。

さらに、専門的かつ高度な知識を有する職員の育成がはかれるなど、政策形成能力の向上が期待できるとともに、ボランティア等多様な市民活動の広域的な調整・支援が行えるなど、地域全体のさらなる自治能力の向上を可能とします。

第2章 計画の策定方針

1 計画策定の趣旨

本計画は、第5次河辺町総合発展計画と雄和町総合発展計画を継承するとともに、第10次秋田市総合計画を踏まえ、秋田市、河辺町および雄和町の合併後の新たなまちづくりの基本方針と、これに基づく施策等を定めるもので、その実現をはかることにより、1市2町全体の発展と速やかな一体性の確保、そして住民生活のさらなる向上をめざすものです。

2 計画の構成

本計画は、次の項目により構成しています。

- 第1章 合併の必要性と効果
- 第2章 計画の策定方針
- 第3章 秋田市・河辺町・雄和町の歴史と現況
- 第4章 人口フレーム
- 第5章 まちづくりの基本方針
- 第6章 まちづくり計画
- 第7章 秋田県事業の推進
- 第7章 公共的施設の統合整備
- 第8章 財政計画

3 計画の期間

本計画の計画期間は、秋田市総合計画および秋田市総合都市計画の計画期間との調整をはかるため、平成17年度（2005年度）から平成27年度（2015年度）までの11年間とし、前期6年（平成17年度～22年度）、後期5年（平成23年度～平成27年度）とします。

第3章 秋田市・河辺町・雄和町の歴史と現況

1 歴史

(1) 秋田市

秋田市の開発は、1200年余前にさかのぼり、天平5年(733年)、大和朝廷が北辺守備の拠点として、高清水の丘に出羽柵(秋田城)を設置したことにはじまります。

その後、南北朝、室町時代を経て、足利末期の戦国時代には、安東氏(のち秋田氏)が土崎地区に湊城を築城し、政治、経済、文化の中心として繁栄しました。

そして慶長7年(1602年)、当時「窪田(くぼた)」と称した寒村に、佐竹氏が水戸から推定1万から1万5千人の人々とともに移り住みました。

佐竹氏は、神明山(後の千秋公園)に新城を築き、侍町の内町、町人町の外町の町割りを行いました。このまちづくりは、当時としては優れた都市計画であり、防御、出撃を主眼とした戦略的なまちづくりでした。

明治4年の廃藩置県後、現秋田市は久保田から秋田と改称され、県庁所在地となりました。明治10年ごろ、秋田町と呼ばれた頃は、世帯数約9,700、人口約32,000人の町でしたが、明治19年の大火と悪疫の流行により、町勢は衰え、人口も減少し、明治22年の市制施行当時の秋田市は、面積6.9km²、世帯数約6,600、人口約29,000人でした。

その後、秋田市は前後6回にわたる町村合併や雄物川放水路の開通、秋田港と秋田運河の改修、工業地帯の造成、鉱物資源の開発そして羽越、奥羽の両本線をはじめとする交通運輸機関の整備等により、市勢はめざましく発展しました。現在の市域は460.10km²、平成12年の国勢調査では、世帯数122,971、人口317,625人を数えます。平成9年4月1日には中核市となり、地方分権の旗手として、市政への市民参画による市民主体のまちづくりを進め、現在に至っています。

(2) 河辺町

中世の頃の河辺町は、各地に豪族などが城砦をかまえ、その周りに人が集まり集落を形成していったと想定されます。

永正年中(1504年~1521年)に黒川肥後という人がこの地方を支配したとされており、その後永禄元年(1558年)畠山重村が豊島城を築き、豊島玄藩頭と称し、その支配地域を豊島郡と呼びました。

幕末の頃には、岩見・三内の両村が独立しており、和田は、和田・諸井・高岡・赤平・神内・大張野・大沢の7か村からなっていました。また、豊島は、野田高屋(戸島)・畑谷・豊成・北野田高屋・松淵の5か村を併せていました。

明治22年には、岩見・三内の両村が合併して岩見三内村となりました。また、和田は和田・諸井・高岡・赤平・神内・大張野・大沢の7か村を併せて和田村となり、豊島は野田高屋・畑谷・豊成・北野田高屋・松淵の5か村が合併し、豊島

村となりました。

その後、昭和10年に和田村が町制実施により和田町となり、昭和30年3月31日には、町村合併により、経済的、文化的、かつ地理的にも密接な関係にあった岩見三内村・和田町・豊島村の3か町村がそれぞれの町村を廃し、新しく河辺町として発足し、現在に至っています。

(3) 雄和町

雄和町の主な開発は、奈良時代（710年～784年）の後期に秋田の古代交通の要所として「羽後の駅路」、「羽州の駅路」が開かれ、さらに、平安時代（794年～1192年）初期に、東征従軍士などが土着して開拓を進めたことにはじまるとされています。

江戸時代には、雄物川を利用した水路交通の要所として、幾多の乱世の変遷を経ながら、約270年間は戸米川・種平・川添地区が久保田藩佐竹氏、大正寺・下黒瀬地区が亀田藩岩城氏の所領として、その藩下におかれていました。

その後、樺台の糠塚森が最後の戦場となった戊申の役（慶応4年）を経て明治となり、明治11年の郡区町村編成にあたり、現在の戸米川地区・種平地区・川添地区は河辺郡に、大正寺地区は由利郡に所属していましたが、昭和23年に大正寺地区が河辺郡に編入されています。

その後昭和31年9月30日に、大正寺・戸米川・種平の各村が合併して雄和村が誕生し、翌32年6月1日には、川添村が合併して現在の行政区となっています。

町名の「雄和」は高雄の峰（高尾山）、雄物の流れにちなみ、さらに郷土の融（雄）和一体を信条として、清新な自治の伸長を祈念し、命名されたものです。昭和47年4月1日には、町制を施行し、その後、秋田県の空の玄関口である秋田空港の開港（昭和56年6月26日）などを契機に各種社会資本の整備が進むなど、発展を遂げながら現在に至っています。

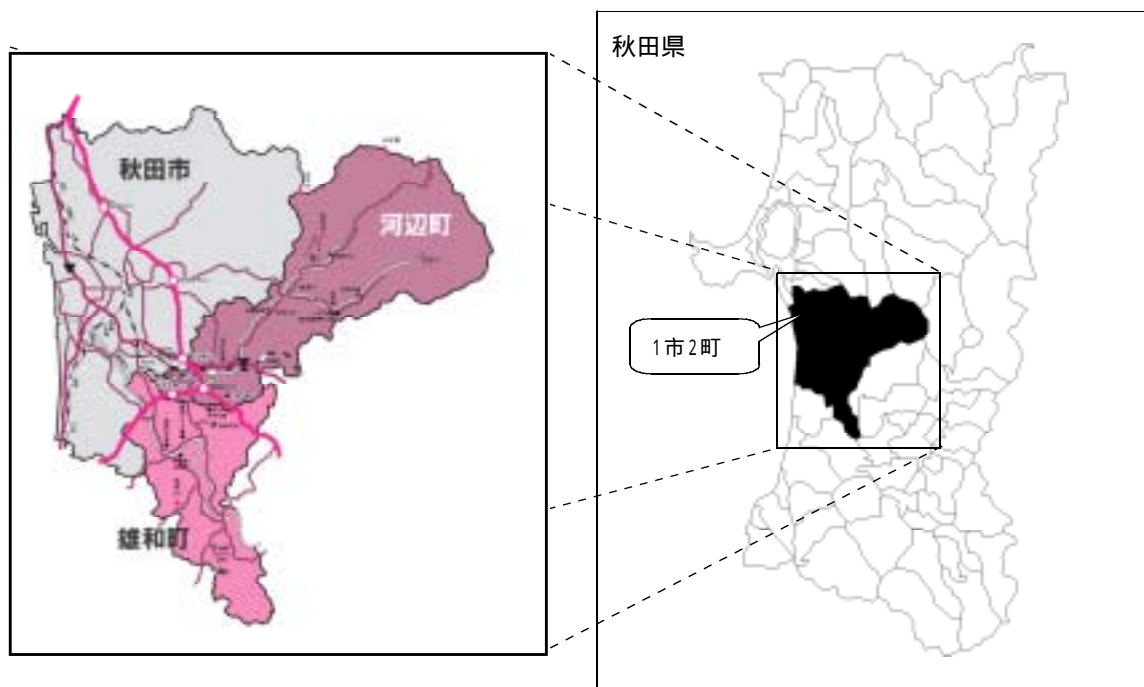
表1 1市2町の合併等の状況

区 分	合 併 等 の 状 況
秋田市	明治22. 4. 1 市制施行
	大正13. 4. 1 編入 牛島町
	大正15. 4. 1 編入 川尻村
	昭和 8. 3.14 編入 旭川村
	昭和16. 4. 1 編入 土崎港町 寺内町 広山田村 新屋町
	昭和29.10. 1 編入 太平村 外旭川村 飯島村 下新城村 上新城村 浜田村 豊岩村 仁井田村 四ツ小屋村 上北手村 下北手村 下浜村
	昭和30. 1. 1 編入 金足村
河辺町	昭和30. 3.31 合体 和田町 岩見三内村 豊島村
雄和町	昭和31. 9. 30 合体（雄和村設置） 種平村 戸米川村 大正寺村
	昭和32. 6. 1 編入 川添村
	昭和47. 4. 1 町制施行

2 位置・地勢

秋田市、河辺町、雄和町は、本州の東北、秋田県の日本海沿岸地域のほぼ中央に位置しています。

図1 1市2町位置図



秋田市は、東には秋田杉におおわれた出羽山地、西には夕日の美しい日本海が広がっており、緑豊かな山と川と海に囲まれた自然環境に恵まれた地域です。

その東部のほとんどが山地および丘陵地帯で、標高1,171mの太平山頂を境に斜面一帯には国有林が広がっています。市内に点在している丘陵地として、大森山、金照寺山、手形山、千秋公園、高清水の丘、勝平山などがあります。

南部を流れる雄物川は、県の東南端の栗駒山に源を発し、雄勝、平鹿、仙北、河辺の4郡の穀倉地帯を流れ、秋田市で日本海に注いでいます。

雄物川、太平川、旭川、新城川の下流一帯には、秋田平野が北北西から南南東にかけて延長16kmにわたって広がり、沖積層からなる肥沃な生産力の高い土地となっています。

海岸線は単調であり、その延長は約23.5km、内陸は海岸線より1～2km幅の砂丘地が南北に走っています。

河辺町は、秋田市の東側に位置し、町の東北部岩見山・財の神国有林から源を発する岩見川が町の西部へ流れ、秋田市四ツ小屋付近で雄物川と合流しています。

町の総面積は301.06km²で、そのうち、森林が253.39km² (84.2%)と大部分を占めています。

また、町の北東には町の全面積の6割を占める国有林があり、太平山を中心に、観光秋田30景の岨谷峡や新観光秋田30景の三内渓谷、国指定天然記念物の筑紫森といった景勝地が点在しています。

雄和町は秋田市の東南にあって、秋田平野の南部と横手盆地をつなぐ地峡部に位置しています。

面積は144.51km²、地形は東西17.35km、南北27.40kmで南北に長い三角形となっており、面積が大きい。町の中央部を県内最大河川である雄物川が町域を東西に二分しながら流れ、平坦で肥沃な耕地を展開させているものの、森林面積が94.40km²と町の65.3%を占める。

1市2町の面積の合計は905.67km²で、県の総面積の7.8%を占めます。

表2 面積の状況

(単位：km²、人/km²)

区 分	総面積	人口密度			
		可住地面積	総面積に占める可住地面積比率	総面積人口密度	可住地面積人口密度
秋田市	460.10	187.24	40.7%	690.3	1,696.4
河辺町	301.06	43.77	14.5%	35.4	243.8
雄和町	144.51	49.48	34.2%	57.8	168.8
1市2町	905.67	280.49	31.0%	371.7	1,200.2

資料：統計で見る市区町村のすがた2002（改定版）

3 人口・世帯

(1) 総人口・総世帯

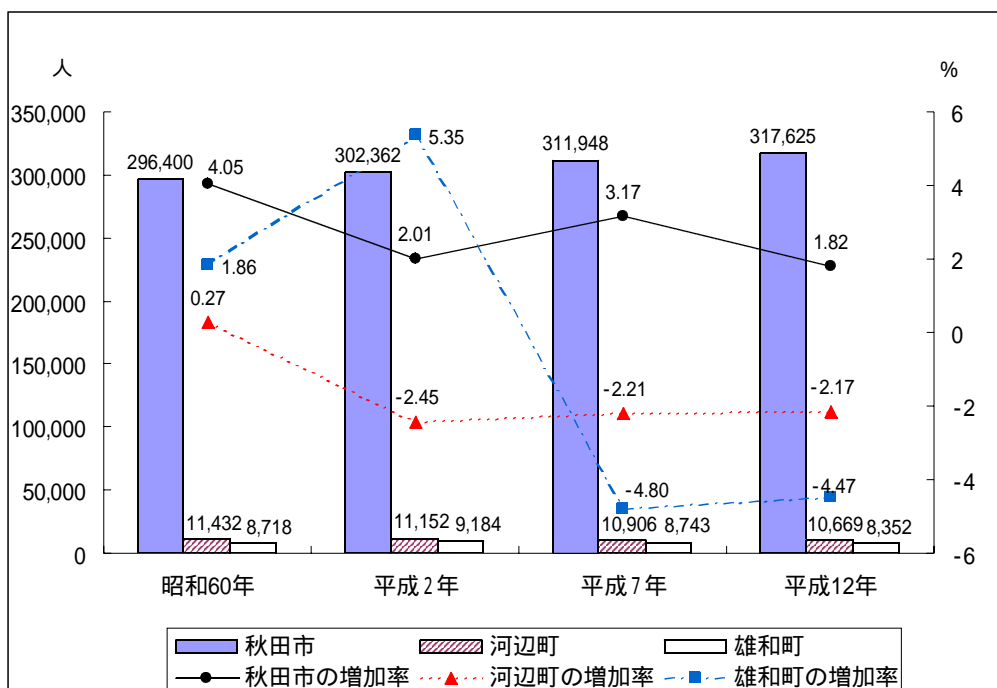
平成12年国勢調査によると、秋田市は、人口317,625人、世帯数122,971世帯で、人口は増加傾向を示しています。人口増加率は、昭和60年から平成2年の国勢調査間が2.01%、平成2年から平成7年の間で3.17%と伸びたものの、平成7年から平成12年の間で1.82%に下がり、増加率は鈍化しています。

河辺町は、人口10,669人、世帯数3,025世帯で、昭和60年以降は、5年ごとに概ね2%ずつ人口が減少しています。

雄和町は、人口8,352人、世帯数2,173世帯で、人口は、昭和60年から平成2年にかけて5.35%増加したものの、平成2年以降は5年ごとに4.5%前後減少しています。

世帯数については、1市2町いずれも増加傾向を示しています。

図2 1市2町の人口と5年前からの人口増加率の推移



資料：国勢調査

表3 世帯数の推移

(単位：世帯)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
秋田市	97,972	104,833	115,050	122,971
河辺町	2,795	2,832	2,941	3,025
雄和町	1,965	2,071	2,096	2,173
1市2町	102,732	109,736	120,087	128,169

資料：国勢調査

(2) 年齢別

年齢別構成比は、平成12年国勢調査によると、年少人口（0～14歳）の構成比では、秋田市の14.4%に対し、河辺町12.6%、雄和町11.9%と割合が低くなっています。

また、老年人口（65歳以上）の構成比では、秋田市の17.5%に対し、河辺町27.4%、雄和町26.0%と10ポイント近く割合が高くなっています。

また、昭和60年以降の状況を見ると、1市2町いずれも、年少人口（0～14歳）比が減少傾向を示しているのに対し、老年人口（65歳以上）比が増加傾向を示しており、年々少子高齢化が進行しています。

表4 1市2町の年齢別構成の推移

(単位：人、%)

区分		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
秋田市	15歳未満	61,690	20.8	55,508	18.4	50,169	16.1	45,655	14.4
	15～64歳	208,011	70.2	212,044	70.2	216,535	69.4	216,200	68.1
	65歳以上	26,631	9.0	34,509	11.4	45,117	14.5	55,689	17.5
河辺町	15歳未満	2,086	18.3	1,857	16.7	1,589	14.6	1,346	12.6
	15～64歳	7,844	68.6	7,351	65.9	6,823	62.5	6,398	60.0
	65歳以上	1,502	13.1	1,944	17.4	2,494	22.9	2,925	27.4
雄和町	15歳未満	1,568	18.0	1,573	17.1	1,265	14.5	990	11.9
	15～64歳	5,850	67.1	6,109	66.5	5,619	64.3	5,187	62.1
	65歳以上	1,300	14.9	1,502	16.4	1,859	21.2	2,175	26.0
1市2町	15歳未満	65,344	20.6	58,938	18.3	53,023	16.0	47,991	14.2
	15～64歳	221,705	70.1	225,504	69.9	228,977	69.1	227,785	67.7
	65歳以上	29,433	9.3	37,955	11.8	49,470	14.9	60,789	18.1

資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

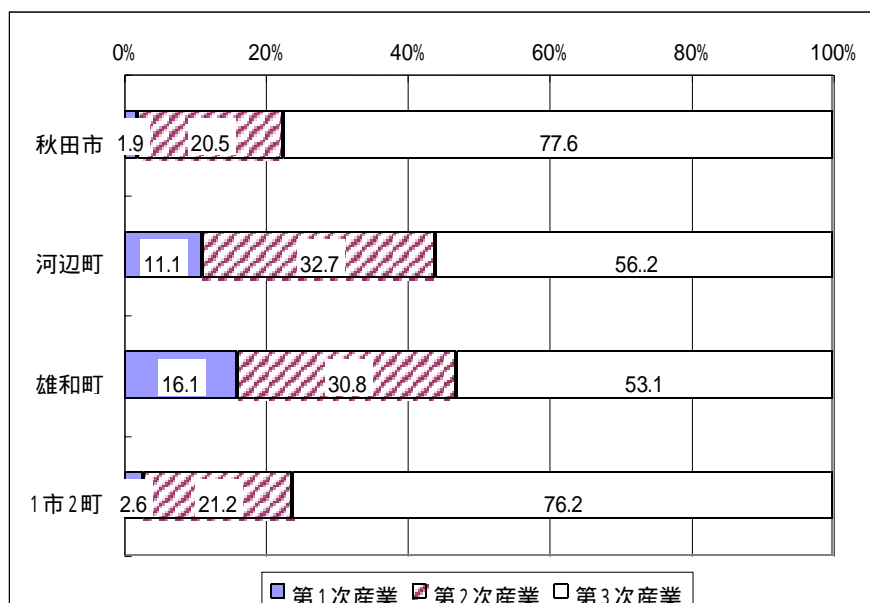
(3) 就業区分別

平成12年の市町別の産業別就業人口の構成比率を見ると、秋田市は、商業やサービス業などの第3次産業が77.6%を占め、最も高くなっています。

これに対して、河辺町、雄和町では、第1次産業の割合がそれぞれ11.1%、16.1%を占めており、秋田市の1.9%に比べ高い割合を示しています。

また、第2次産業についても、河辺町、雄和町では、それぞれ32.7%、30.8%を占め、秋田市の20.5%に比べ高くなっています。

図3 産業別就業人口の構成比率



資料：国勢調査（平成12年）（分類不能を除く）

第4章 人口フレーム

1 人口と世帯

新市の将来人口を推計した結果、総人口は平成22年をピークとして減少に転じ、平成27年には33万7千人程度となることを見込まれます。

年齢階層別人口とその構成比率については、年少人口および生産年齢人口が減少していく一方で、老年人口は増加していくことを見込まれます。

また、世帯数については、一世帯当たり人数の減少に伴い増加することを見込まれ、平成27年では世帯数が15万6千世帯程度、一世帯当たり人数が2.16人程度と推計されます。

表5 人口および世帯の推計

(単位：人、世帯、%)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	年平均伸び率			
					H12-H17	H17-H22	H22-H27	
総 人 口	336,646	340,640	340,704	336,565	0.24	0.00	0.24	
性 別 人 口	男	161,147 47.9	163,059 47.9	163,124 47.9	161,182 47.9	0.24	0.01	0.24
	女	175,499 52.1	177,581 52.1	177,580 52.1	175,383 52.1	0.24	0.00	0.25
年 齢 階 層 別 人 口	年 少 人 口 (14歳以下)	47,991 14.2	46,530 13.7	45,317 13.3	43,607 13.0	0.62	0.53	0.77
	生 産 年 齢 人 口 (15～64歳)	227,785 67.7	224,619 65.9	219,533 64.4	207,304 61.6	0.28	0.46	1.14
	老 年 人 口 (65歳以上)	60,789 18.1	69,491 20.4	75,854 22.3	85,654 25.4	2.71	1.77	2.46
世 帯 数	128,169	138,102	147,350	155,972	1.50	1.30	1.14	
一世帯当たり人数	2.63	2.47	2.31	2.16				

各年の人口欄で下段に記載している数値は、それぞれ構成比率である。

人口については、過去の国勢調査結果を基にコーホート変化率法により推計した。

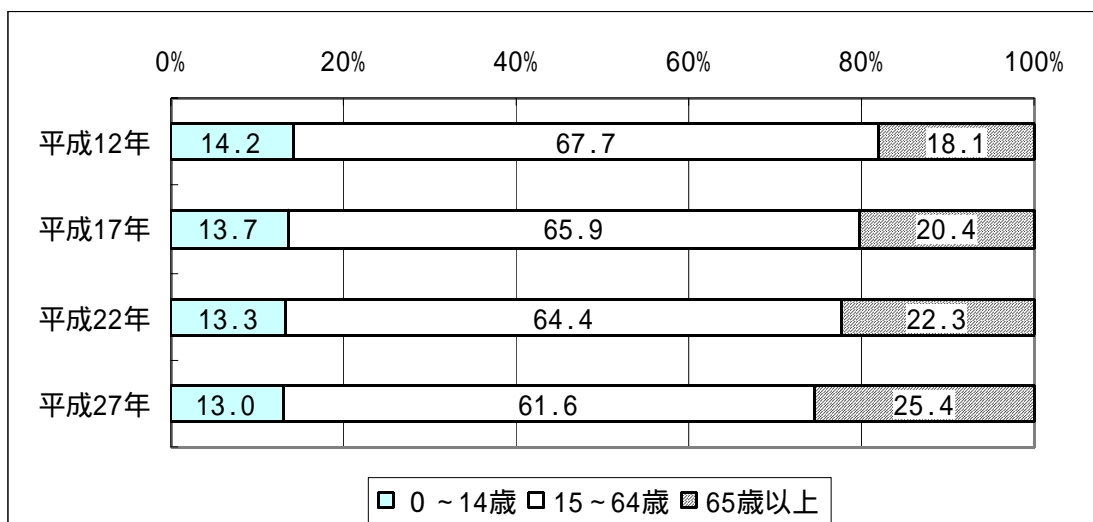
なお、コーホート変化率法とは、コーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率を計算し、その変化率は将来も変化しないと仮定して将来人口を推計する方法である。

世帯数および一世帯当たり人数については、人口推計を基にトレンド法により推計した。

なお、トレンド法とは、過去の動態、いわゆるトレンド（傾向）が将来とも同様に推移するという考えに基づく推計方法である。

平成12年の総人口には年齢不詳が含まれているため、年齢階層別人口の計と一致しない。

図4 年齢階層別人口の推移



2 就業区分

新市の就業人口は、平成18年から減少傾向で推移するものと見込まれ、平成27年では15万8千人程度と推計されます。

産業別の構成比率については、第1次産業および第2次産業ではともに低下していくものの第3次産業では高くなっていき、平成27年では第1次産業が0.9%、第2次産業が13.1%、第3次産業では86.0%と見込まれます。

表6 就業人口の推計

(単位：人、%)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	年平均伸び率		
					H12-H17	H17-H22	H22-H27
就 業 人 口	161,234	162,901	161,686	158,136	0.21	0.15	0.44
第 1 次 産 業	4,202 2.6	2,996 1.8	2,093 1.3	1,482 0.9	6.54	6.92	6.67
第 2 次 産 業	34,179 21.2	31,736 19.5	27,171 16.8	20,621 13.1	1.47	3.06	5.37
第 3 次 産 業	122,853 76.2	128,169 78.7	132,422 81.9	136,033 86.0	0.85	0.66	0.54

各産業分類ごとの人口欄で下段に記載している数値は、それぞれ構成比率である。

過去の国勢調査結果を基にトレンド法により推計した。

分類不能については除外してある。

第5章 まちづくりの基本方針

1 まちづくりの目標

・・・しあわせ実感 緑の健康文化都市・・・

今日、少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化、長期にわたる経済の低迷、地方分権の進展など、地方自治を取り巻く社会環境は大きく変化し続けています。

こうした中、地方自治体は行政の守備範囲の明確化や選択主義への転換、行財政運営の効率化、さらには市民力の発揮などにより、都市経営能力のさらなる向上をはかり、時代に即応した行政のあり方を確立していく必要があります。また、斬新な発想と地域資源の有効活用により、地域の特性を活かして都市個性を発揮していくことも重要です。

このような状況下で、陸・海・空の交通要所に位置する新市は、秋田県の県都として、そして中核市として、さらに強い力で全県域をリードするとともに、北東アジアの拠点都市として、グローバルな視点でまちづくりを進めていかなければなりません。

これらを踏まえ、新市においては、商工・農林業や芸術文化、福祉、医療、教育、観光サービスなどの広範な分野で力強く地域を牽引する高次集積都市・先進都市をめざします。さらに、恵まれた自然や風土と調和した緑豊かな住み良い都市環境のもと、すべての市民が生きがいを持ってしあわせに暮らすまちをつくります。

そのため、第10次秋田市総合計画の基本理念である「しあわせ実感 緑の健康文化都市」を合併後のまちづくりの目標に掲げ、新市の特性を最大限に活かしつつ、市域全体の均衡ある発展と速やかな一体性の確保、そして市民生活のさらなる向上をはかります。

なお、この計画の推進にあたっては、市民と行政がパートナーとして、お互いの力を出し合いながらよりよい地域づくりを行っていくため、市政推進のさまざまな場面において市民協働を進めることを基本とします。さらに、地域の特性と住民意向に適切に対応した市政運営をはかるとともに、新市の各地域内において基本的な行政サービスを完結できる体制を整えるなど、都市内地域分権を推進していきます。

2 まちづくりの方向

まちづくりの目標である「しあわせ実感 緑の健康文化都市」達成のため、新市の市政の各分野におけるまちづくりの基本的な方向として、次の将来都市像を設定します。

(1) 環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまち

恵まれた緑・水・田園といった自然環境や風土・歴史を活かしながら、これら都市を取り巻く環境と調和したバランス良い各種都市基盤の整備につとめるとともに、土地利用の高度化等により県都にふさわしい都市機能の集積を促進します。

そして、緑豊かな住み良い都市空間を創出することにより、市民が快適に暮らす、魅力あるまちをめざします。

(2) 豊かで夢と希望を持って生きる活力あるまち

安定した市民生活の基盤が確保できるよう、地域の特色を活かしつつ各種産業の均衡ある発展と雇用確保につとめるとともに、創業の促進や固有の観光資源の有効活用をはかります。

そして、活力ある地域経済を確立することにより、あらゆる世代が豊かに暮らせ、将来に夢と希望を持てるまちをめざします。

(3) 安心して健康にすごす助け合いのまち

思いやりと助け合いの心を広げ、市民生活の実情に即した社会福祉や保健衛生を充実するとともに、救急・医療体制や消防力、防災体制の強化につとめます。

そして、人にやさしい仕組みづくりにより、すべての人が安心して健康に暮らせるまちをめざします。

(4) 可能性を伸ばし生きがいを持てる文化のまち

充実した学習活動や文化活動およびスポーツに親しめるよう、生涯学習の機会と環境を整えます。

そして、郷土の歴史と伝統を誇りに、市民が自ら可能性を伸ばし、常に生きがいのある人生を送れるまちをめざします。

(5) 自ら考え主体となって参加する開かれたまち

市民自治意識の醸成や男女共生社会の充実、市民との情報交流の活性化により、市民と行政の新たなパートナーシップの構築をはかるとともに、地方分権に対応した行政能力・機能の強化につとめます。

そして、市民自らが郷土の将来を考え、市民が主体となって地域づくりに参加・参画できる開かれたまちをめざします。

3 地域別振興計画の方針

新市は、多様な特性を備えた地域によって構成されることから、第10次秋田市総合計画地域振興計画における地域区分および河辺地域・雄和地域ごとに、地形等の自然条件、交通、都市機能の集積、土地利用状況、日常生活上の交流の範囲等の諸条件を踏まえ、次のとおり地域振興の方針を定めます。

中央地域	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域	河辺地域	雄和地域
(人口) 78,193人	66,690人	36,969人	49,737人	86,457人	10,428人	7,850人
(世帯数) 35,504 世帯	28,753 世帯	13,067 世帯	17,416 世帯	31,673 世帯	3,119 世帯	2,002 世帯
大町 旭北 旭南 川元 川尻 山王 高陽 保戸野 泉(JR 線西側) 千秋 中通 南通 檜山 茨島 八橋	東通 手形 手形山 泉(JR 線東側) 旭川 新藤田 濁川 添川 山内 仁別 広面 柳田 横森 桜 桜ガ丘 桜台 大平台 下北手 太平	新屋 勝平 浜田 豊岩 下浜	牛島 卸町 大住 仁井田 御野場 御所野 四ツ小屋 上北手 山手台	寺内 外旭川 土崎 将軍野 港北 飯島 金足 下新城 上新城	岩見三内 和田 豊島	川添 種平 戸米川 大正寺

人口・世帯数は平成15年10月1日現在。平成12年10月1日現在で実施された国勢調査結果を基礎に、毎月の住民基本台帳および外国人登録の異動状況をもとに推計したもの。

(1) 中央地域

中央地域は、行政、経済、産業等の各種機能が集積し、秋田市都市機能の中樞をなす地域ですが、モータリゼーションの進展等に伴い、都心部において空洞化

が進んでいます。そのため、市民のライフスタイルの大きな流れに対応した巻三の地域の申核をなす中心市街地の活性化をはかるを呼び戻すべくその再構築を進めるとともに、周辺部では利便性の高い居住環境の整備をはかり、新たな秋田市の顔創出をまちづくりの基本とします。

具体的には、秋田駅周辺地区まちづくり交付金総合支援事業等を推進し、魅力あふれる都市基盤の形成をはかるとともに、多様な視点からの土地の高度利用を促進します。さらに、大町・通町地区を経て山王地区に至る連続的かつ一体性のある都市基盤整備をはかり、にぎわいと活力に満ちた都心軸を形成します。

千秋公園については、自然と文化が調和した都心部のシンボルとして、総合的な環境整備をはかり、市民の憩いの場や観光資源として最大限活用します。

山王地区周辺では、行政、文化、福祉施設等の公共公益施設の充実をはかるほか、八橋運動公園の再編整備を行い、景観形成等に配慮したまちづくりを進めます。

旭北、旭南、川尻、高陽、保戸野、八橋、泉、南通、楢山、茨島地区等の住宅地については、商工業施設等との調和をはかりつつ、良好な居住環境の形成を促進するとともに、周辺環境の整備・保全につとめます。

(2) 東部地域

東部地域は、近年、秋田駅東地区の都市基盤整備が進むなど、急速に市街化が進んでいる地域です。今後は、秋田駅東口を中心とした高次都市基盤の整備等により都市機能の充実をはかる一方、生活道路や下水道等の整備、河川改修などにより既存住宅地の居住環境を高めます。また、豊かな自然環境を保全し、これを活かした居住性の高いまちづくりを進めます。

秋田駅周辺については、秋田駅周辺地区まちづくり交付金総合支援事業の実施などによる基盤整備と秋田拠点センターアルヴェによる新たな都市機能集積を進め、魅力ある都市拠点の形成をはかるとともに、秋田中央インターチェンジと都心部を直結する秋田中央道路を整備し、秋田駅東西の連絡強化と中心市街地の活性化、都心部と河辺・雄和地域とのアクセス向上等をはかります。

手形、旭川、東通、横森、桜、新藤田、広面地区等とこれらに連なる住宅地については、土地区画整理事業や下水道整備、道路整備などの基盤整備を充実し、居住環境の向上につとめます。

添川、柳田、下北手など周辺の農業地域については、生産基盤の整備と農地の保全につとめ、農地と調和した居住環境の整備を進めます。

山内、仁別、太平地区の太平山周辺の丘陵地については、社会教育、観光・レクリエーションの拠点として、太平山自然学習センターの有効活用や太平山リゾート公園の整備を進めるなど、豊かな自然を保全しながら自然と調和した整備を推進します。

(3) 西部地域

西部地域は、良好な住宅地とこれに隣接した商業地や工業団地を抱え、南側に

は山林をはじめとする豊かな自然環境を有した地域です。今後は、生活基盤や商工業基盤の整備、企業誘致等により地域の活性化をはかるとともに、豊かな自然を活かした良好な居住環境を形成していきます。また、都心部や隣接地域とのアクセスを整備することにより、地域全体の生活機能の向上をはかります。

このうち、勝平、向浜地区については、自然環境に配慮しながら住宅地、工業地の整備を進めるとともに、旧秋田空港跡地の有効活用、向浜のスポーツ施設を中心とする市街地近接型のスポーツレクリエーション空間の形成等により地域の活性化をはかります。

新屋、浜田地区については、新屋駅前周辺に商業の集積をはかり、駐車場、イベント広場、歩道空間等、商業環境の一体的整備を促進するなど、魅力ある地域の商店街形成を促進するとともに、良好な市街地の形成をめざします。また、秋田公立美術工芸短期大学、大森山公園・動物園、浜田森林総合公園、新屋海浜公園、大川端带状近隣公園、雄物川河川敷でのイベント等の活用により地域の活性化をはかります。

豊岩、下浜地区については、自然環境および周辺住宅地へ配慮しながら工業団地の整備や企業誘致を進めるとともに、良好な居住環境形成のため、生活道路等の基盤整備を行い、地域の活性化をはかります。また、農地については基盤を整備し、生産性の向上をめざすとともに、その保全につとめます。

(4) 南部地域

南部地域は、秋田新都市の整備や仁井田地区等における宅地造成により、本市において最も人口の伸びが大きな地域です。しかしながら、市全体としては、人口増加率が鈍化していることや大規模開発団地における住宅建設に遅れが生じていることから、今後は、幹線道路や生活道路、下水道等の整備、河川改修などにより既存住宅地の居住環境を高めます。また、都心部や隣接地域とのアクセス整備により、地域全体の生活機能の向上をはかります。

御所野地区の秋田新都市では、産・学・住が調和した環境と、秋田空港や秋田自動車道とのアクセス優位性を活かし、既成市街地および隣接する河辺・雄和地域の都市機能補完に向けた整備を進めます。

牛島、卸町地区の商業・住宅地については、中央地域と隣接する利便性の高さを活かした環境整備をはかるほか、隣接する大住、仁井田、御野場地区の住宅地についても、自然環境を活かしながら、生活基盤の充実した豊かな居住環境を整備します。

四ツ小屋、上北手地区などの農業地域については、生産基盤を整備し、農地を保全しつつ、農地と調和した居住環境の整備を進めます。

(5) 北部地域

北部地域は重要港湾である秋田港とその後背地を擁するとともに、史跡や生活基盤の整った良質な住宅地、田園、山林等の豊かな自然環境を有するなど、多様な特性を持った地域です。そのため、地域の拠点地区である土崎地区の都市機能

を高めながら、周辺地区を緑豊かな住宅地として生活基盤の整備を進めるとともに、港湾機能や中央地域との良好なアクセス等、地域の利便性を活かしたまちづくりを行います。特に、港湾機能を本市全体の活性化に活かすべく、陸路・空路の交通結節点とのアクセス向上をはかります。

このうち、土崎地区は、秋田港の後背地としての地理的条件に加え、多様な歴史的特性を活かした商店街振興やまちなみ整備をはかり、にぎわいのあるまちづくりを進めるとともに、北東アジア貿易の拠点として、さらには北部地域の拠点地区としての機能強化につとめます。

寺内、将軍野地区については、秋田城跡を史跡公園として整備する一方、高清水公園に隣接する住宅地の良好な居住環境を保持します。

飯島、外旭川地区については、既存市街地において、下水道や生活道路などの生活基盤の整備を進めるとともに、農地の保全につとめます。

金足、下新城、上新城地区については、豊かな自然や大滝山自然公園等の大規模公園を市民の憩いとくつろぎの場として活用するとともに、農地の保全や生活環境の整備をはかります。

(6) 河辺地域

河辺地域は、太平山の豊かな緑や清らかなせせらぎといった自然資源、さらには空港や高速道路、国道13号、JR和田駅等の交通の利便性に恵まれていることから、こうした地域特性を活かした観光や産業の振興をはかります。また、基幹産業である農業に関して、生産性の向上と産地間競争時代への対応をはかるとともに、都市と農村の交流、農業関連産業の起業化を推進します。さらに、都心部とのアクセス向上に加え、上下水道や道路等の生活基盤、情報通信網の整備による良好な居住環境の創出につとめるとともに、和田地区に地域の中心としての機能を集積しながら職住近接による地域活性化をはかり、豊かな自然と生活の利便性を十分に享受できる、安らぎと緑のある快適な地域づくりを進めます。

岩見三内地区については、太平山県立自然公園をはじめとして、観光秋田30景、新観光秋田30景にも選定される豊かな自然資源に恵まれていることから、これらを有効に活用し、市民や観光客が気軽に自然に親しめる空間「せせらぎの郷かわべ」の形成をはかります。また、ユフォーレ、岩見温泉等の温泉施設と生涯スポーツ施設「スポパークかわべ」を有機的に連携させ、通年観光の促進につとめます。さらに、岩見三内地区から都心部へのアクセス向上や隣接する東部地域と連携をはかるとともに、農業集落排水事業等により生活基盤の整備を推進し、環境保全と居住環境の向上につとめます。

和田、豊島地区については、JR和田駅や秋田空港インターチェンジ、四車線化が進む国道13号があるほか、南部地域から秋田空港までのアクセス道路も順調に整備が進んでいることから、これらの恵まれた交通利便性を十分に活かし、河辺地域の基幹産業である農業の振興に加え、商業活動の見直しや七曲臨空港工業団地への企業誘致の推進などを積極的に推進します。また、隣接する雄和地域の川添地区や南部地域と連携をはかるとともに、都心部との交通アクセスの利便性

を活かし、ＪＲ和田駅周辺を中心とした地域づくりを推進します。

(7) 雄和地域

雄和地域は、秋田空港や隣接する空港インターチェンジなど、高速大量輸送時代の核となる交通結節点を有していることから、その有効活用をはかるとともに、国際教養大学や県立中央公園などの地域資源を最大限に活用し、特色あるスポーツ・文化振興や国際交流・国際理解活動を促進します。また、優良農地の保全や生産基盤の整備による都市近郊型農業振興、都市と農村の交流事業、グリーン・ツーリズム事業を積極的に進めます。さらに、都心部とのアクセス向上に加え、上下水道や道路等の生活基盤、情報通信網の整備による良好な居住環境の創出につとめ、豊かな自然や田園と共生した快適で利便性の高い地域づくりを進めます。

具体的には、川添地区については、地域の中心としての機能集積が見られることから、雄和地域における拠点として、隣接する河辺地域の和田、豊島地区や西部地域、南部地域と連携した地域づくりを進めていきます。特に、都心への距離的・時間的優位性を活かすほか、優れた自然環境や景観の維持・保全につとめながら居住環境を整備するとともに、臨空港地区という特性を活かした企業誘致を進めます。

種平、戸米川地区については、秋田県農業試験場が立地するという特性を活かしながら、先進的農業の育成につとめます。また、高尾山や種沢りんご園など、豊富な観光資源を整備・活用し、糠塚華の里や県立中央公園、雄和ふるさと温泉ユアシスなどと一体的な観光ルートを確立し、都市部の住民に癒し・憩いの場を提供しながら、交流促進をはかります。

大正寺地区は、自然豊かな雄和地域のサブタウンとして、生活道路の整備や農業集落排水事業を進めるなど、さらなる居住環境の向上につとめます。また、温泉資源を活用し、健康増進や生きがい活動支援などの拠点づくりをはかるほか、秋田市の都心部、本荘・由利地域、大曲・仙北地域の間接点に位置するという立地特性を活かして、幹線道路の整備等を促進します。

第6章 まちづくり計画

第 1 施 策 体 系

1 「環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまち」づくり

- (1) 土地利用計画と都市計画の推進
- (2) 交通体系の整備
- (3) 道路網の整備
- (4) 市街地の開発整備
- (5) 住宅環境の整備
- (6) 上・下水道の整備
- (7) 都市緑化の推進
- (8) 環境の保全と新エネルギーの活用
- (9) 資源循環システムの充実
- (10) 高度情報化への対応

2 「豊かで夢と希望を持って生きる活力あるまち」づくり

- (1) 商業・サービス業の振興
- (2) 貿易の振興
- (3) 工業の振興
- (4) 創業の促進と既存中小企業の支援
- (5) 雇用および労働福祉対策の推進
- (6) 観光・コンベンションの振興
- (7) 農林水産業の振興と市場流通システムの整備

3 「安心して健康に過ごす助け合いのまち」づくり

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 高齢者保健・福祉の充実
- (3) 障害者保健・福祉の充実
- (4) 母子保健・児童福祉の充実
- (5) 保健体制の充実
- (6) 衛生体制の充実
- (7) 医療・救急体制の充実
- (8) 社会保障の充実
- (9) 消防力と防災体制の強化
- (10) 安全・安心な暮らしへの支援

4 「可能性を伸ばし生きがいを持てる文化のまち」づくり

- (1) 学校教育の充実
- (2) 高等教育の充実
- (3) 社会教育の充実
- (4) 生涯スポーツの推進
- (5) 市民文化の振興

5 「自ら考え主体となって参加する開かれたまち」づくり

- (1) 市民活動の促進と市民協働の推進
- (2) 男女共生社会の充実
- (3) 市民との情報交流の充実
- (4) 姉妹都市等交流・平和活動の推進
- (5) 地方分権と地域連携の推進
- (6) 行政改革の推進と行政能力の強化

1 「環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまち」づくり

【基本的方向】

恵まれた緑・水・田園といった自然環境や風土・歴史を活かしながら、これら都市を取り巻く環境と調和したバランス良い各種都市基盤の整備につとめるとともに、土地利用の高度化等により、県都にふさわしい都市機能の集積を促進します。

そして、緑豊かな住み良い都市空間を創出することにより、市民が快適に暮らす、魅力あるまちをめざします。

【施策の方針】

(1) 土地利用計画と都市計画の推進

長期的かつ広域的視点に立った土地利用計画と総合都市計画のもと、河辺・雄和両地域も含めて、投資効率の高いコンパクトで成熟した市街地の形成をはかります。

また、自然環境や風土・歴史に調和したまちづくりをめざし、健康で快適、豊かで安全な市民生活を営むことができるよう、土地利用の総合的かつ計画的な規制と誘導をはかり、緑・水・田園等の豊かな自然の整備、保全につとめます。

さらに、都市としての魅力をより高めるため、高速交通体系に根ざした高次集積都市の実現に資する拠点的土地利用について、県域・市域全体との整合性を確保しつつ検討します。併せて、地方分権の進展による権限の拡大を踏まえ、各種都市計画制度を適切に運用するとともに、市民と行政の役割分担の明確化をはかりながら、秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例に基づき市民主体のまちづくりの推進につとめます。

(2) 交通体系の整備

高次集積都市をめざすためには、交流機能の充実が必要であることから、広域的な交通基盤の整備を促進し、まちづくりと連携した利便性の高い交通体系を確立します。

そのため、陸路・海路・空路の結節点としての機能を高めるとともに、都市間交通の活性化を視野に入れた、高規格道路の整備を促進します。

また、総合交通体系調査を推進することにより、計画済みの都市計画街路のうち長期未着手の路線について、道路ネットワーク全体の中で必要に応じた見直しにつとめるなど、利便性の高い交通体系の確立をはかります。

秋田空港については、国際定期便の利用や国内便の増設など利便性の向上を促進します。秋田港については、港湾施設等の整備促進など機能の強化をはかるとともに、環日本海交流の重要拠点として、一層の賑にぎわい創出につとめます。

さらに、環境との調和をはかりながら適切な公共交通体系の整備と都市内交通機能の充実を促進し、バリアフリーの視点および日常生活における利便性の視点

からも、地域の特性にあった都市交通の整備充実につとめます。

(3) 道路網の整備

快適で利便性と安全性の高い道路網を形成するため、幹線道路と生活道路の整備を進め、交通環境の整備充実をはかります。そのため、都心部や交通拠点等を効率的に連結し、新市の一体化などをはかる道路ネットワークを整備するとともに、それらを補完する利便性の高い生活道路網を整備し、都市内の渋滞緩和や自動車交通の円滑化につとめます。

また、駐車場、駐輪場の適正な配置につとめることはもとより、道路や歩道の安全性の向上、バリアフリー化等を促進するとともに、冬期も良好な交通環境を維持するため、市民の理解と協力を求めながら除排雪、融雪対策につとめます。

さらに、道路緑化により都市にうるおいをもたらす緑のネットワーク形成をはかります。

(4) 市街地の開発整備

県都の顔であり高次集積都市の中核を担う市中心部ににぎわいを創出するため、秋田駅周辺地区まちづくり交付金総合支援事業や市街地再開発事業を進めることにより、中心市街地の再生と活性化をはかり、多様な都市機能が連携した、魅力的で活力ある市街地整備を促進します。

また、既成市街地の居住環境を改善し、土地の利用増進をはかるため、土地区画整理事業や地区計画制度の運用を推進するとともに、民間事業者の行う宅地開発の適切な指導を行います。

さらに、歴史的・文化的資源を大切にするとともに、新たな地域資源を活用し、都市的魅力を享受できる、緑あふれ美しくうるおいのある都市景観の形成をはかります。

(5) 住宅環境の整備

市街地の秩序ある開発と建築物のバリアフリー化を促進するため、適切な指導を行います。

また、良好な住宅環境を整備するため、秋田市宅地開発に関する条例に基づき、適切な宅地開発を指導するとともに、建築協定の締結等による自主的で計画的な宅地開発を誘導するほか、市民の生命と財産を守るため、河川改修などによる水害対策や土砂災害防止につとめ、安全な環境を整備します。

さらに、公営住宅の整備や、公的資金の円滑化により質の良い住宅供給を促進するとともに、居住水準の高い快適な住宅環境の形成につとめます。

(6) 上・下水道の整備

上水道事業は、水道事業基本計画に基づき、「安定性の高い水道」「安全な水道」「市民サービスの向上」をめざし、経済性・効率性・優先性などを考慮しな

から、計画的に適正な施設整備につとめます。また、河辺地域と雄和地域の水道事業については、将来の水源水質の変化にも対応可能な浄水場の施設整備に加え、浄・配水場の監視・保安設備や老朽配水管の更新など、安定給水に必要な施設整備を計画的に進めます。

下水道事業は、経営の基盤強化と健全性の確保をはかりながら、計画的かつ効率的に整備を推進し、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全につとめます。

(7) 都市緑化の推進

緑の空間が豊かに活かされた、にぎわいとうるおいのある快適環境都市の実現をめざし、自然環境と調和した公園や緑地など緑の保全・創出等につとめます。

特に、うるおいのある都市空間を創出するため、市民意識の啓発を行いながら、市民の主体的活動により、市街地の緑を保全・創出するなど、街なかの緑化を促進します。

(8) 環境の保全と新エネルギーの活用

将来にわたり市民が健康で安全かつ快適な生活を送る←ることのできる恵み豊かな環境を確保するため、秋田市環境基本計画に基づき、市民や事業者とともに、地域はもとよりグローバルな視点で持続可能な社会づくりに取り組む意識の醸成と社会経済システムの構築を促進します。同時に、環境基本計画に定める目標を達成するため、大気・水質等に関する調査・指導体制を充実するとともに、多様で豊かな自然環境の保全等に係る取り組みを推進します。

また、省エネルギーの取り組みを進めるほか、本市の地域特性を踏まえて策定した秋田市地域新エネルギービジョンに基づき、自然エネルギーやリサイクル型エネルギーの活用を進めます。

(9) 資源循環システムの充実

環境と調和した資源循環システムを充実するため、市民や事業者と一体となって廃棄物の発生を抑制するとともに、再使用・再資源化を進めます。

また、健康で快適な市民生活のため、廃棄物や生活排水の適正な処理につとめるとともに、環境に配慮した市民生活の実践に向けて、市民への意識啓発と環境活動団体や人材の育成につとめます。

(10) 高度情報化への対応

県都としての高次集積の実現と行政需要の多様化・高度化への対応のため、IT基盤整備とIT活用を着実かつ継続的に推進するとともに、県内他自治体と共通する各種情報システムの導入や運用に関する調査・研究を共同で行うなど、広域的な連携をはかりつつ、行政サービスの充実や行政情報の受発信につとめます。

具体的には、平成13年3月に策定された国のe-Japan重点計画と歩調を合わせて、市民サービス向上に向け総合的かつ体系的な「電子自治体」の実現をはかり

ます。そのため、インターネットを活用した申請・届出手続の電子化や入札・調達手続の電子化をはかるとともに、それらの基盤となる総合文書管理・電子決裁システムの構築や行政情報ネットワークの拡張、地理情報（GIS）システムの導入・統合化などを推進します。

また、市民が「いつでも」「どこでも」情報を入手できる環境を整備するため、地域情報化のインフラとしてケーブルテレビ網など多様な高速通信網整備を推進します。さらに、ホームページを利用して、より積極的な行政情報の提供とメールマガジンの配信、電子掲示板の設置を推進するとともに、公共施設案内予約システムの再構築を進めます。

【主要事業】

施策名	事業名	前期	後期	事業主体
(1) 土地利用計画と都市計画の推進	新秋田市都市計画マスタープラン策定事業			市
	新秋田市国土利用計画策定事業			市
	都市計画指導調査事業（基礎調査）			県・市
	新秋田都市計画区域マスタープラン策定事業			県
(2) 交通体系の整備	地方バス路線維持対策事業			市
	バス交通総合改善事業			市
	ロシア産出エネルギー輸入等受入促進事業			市
	総合交通体系調査事業			県・市
(3) 道路網の整備	幹線道路整備事業 ・飯島金足線 ・南部中央線 ・大浜上新城線 ・石川和田駅線 ・小高線			市
	街路事業 ・土崎駅前線 ・割山南浜線			市
	道路改良事業 ・和田松湊線 ・東萱森線 ・前田1号線 ・鹿野戸安養寺線 ・中の沢線 ・芝野橋線			市
	橋梁整備事業			市

	<ul style="list-style-type: none"> ・本田妙法線本田橋 			市
	防雪柵整備事業			市
	<ul style="list-style-type: none"> ・戸島畑谷線 			市
	県施行街路事業負担金（合併支援道路関連）			市
	地域高規格道路秋田中央道路の整備			県
	街路事業			県
	<ul style="list-style-type: none"> ・千秋広面線の整備 ・川尻広面線の整備 ・秋田駅東中央線の整備 ・新屋土崎線の整備 			
	主要地方道の整備			県
	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田御所野雄和線（秋田空港アクセス道路）の整備 			
(4) 市街地の開発整備	秋田駅周辺地区まちづくり交付金総合支援事業			市
	市街地再開発事業			市
	土地区画整理事業			市
	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田駅東第三地区 ・秋田駅西北地区 ・秋田駅東拠点地区 			
(5) 住宅環境の整備	住宅マスタープラン推進事業			市
(6) 上・下水道の整備	水道施設遠方監視装置整備事業(河辺地域)			市
	水道施設遠方監視装置整備事業(雄和地域)			市
	浄水場施設改良事業(河辺地域)			市
	岩見三内地区統合簡易水道事業			市
	石綿セメント管更新事業(河辺地域)			市
	老朽配水管更新事業(河辺地域)			市
	老朽配水管更新事業(雄和地域)			市
	仁井田・雄和送水施設整備事業			市
	南雄和簡易水道整備事業			市
	公共下水道管渠建設事業(河辺地域)			市
	公共下水道管渠建設事業(雄和地域)			市
	特定環境保全公共下水道事業(雄和地域)			市

(7) 都市緑化の推進	北野田公園整備事業			市
(8) 環境の保全と新エネルギーの活用	自然環境保全事業			市
(9) 資源循環システムの充実	不法投棄未然防止強化対策事業			市
	一般廃棄物減量事業（ごみダイエット作戦）			市
	総合環境センター緑地整備事業			市
(10) 高度情報化への対応	電子自治体推進事業（総合文書管理システム、総合地理情報システム等構築）			市
	合併関連コンピュータネットワーク整備事業			市
	公共施設案内予約システム再構築事業			市
	ケーブルテレビ施設整備事業			市

2 「豊かで夢と希望を持って生きる活力あるまち」づくり

【基本的方向】

安定した市民生活の基盤が確保できるよう、地域の特色を活かしつつ各種産業の均衡ある発展と雇用確保につとめるとともに、創業の促進や固有の観光資源の有効活用をはかります。

そして、活力ある地域経済を確立することにより、あらゆる世代が豊かに暮らせ、将来に夢と希望を持てるまちをめざします。

【施策の方針】

(1) 商業・サービス業の振興

中小商業・サービス業について、個々の事業者の経営体質強化や地域の特色を活かした商店街等の魅力の向上をめざす活動を支援するほか、時代とともに変化する多様な消費者ニーズに対応する商業地づくりをめざした事業活動を促進します。

また、市町合併を契機として、業種を超えた産業交流や特産品等地域資源を活用した創業などの活動を支援します。

(2) 貿易の振興

貿易の振興については、市内外の企業に対するポートセールスや国内外での販路拡大を行うとともに、貿易関連団体との連携をはかりながら、市内企業の海外取引を支援します。また、市町合併に伴い、陸（秋田自動車道）・海（秋田港）・空（秋田空港）の物流インフラ（産業基盤）が揃い、県都にふさわしい物流機能の集積が実現することから、これらを活かし、隣県の貨物をも取り込むことによって、北東北の物流拠点をめざします。

さらに、秋田 - ソウル間の定期航空便を利用した貿易を促進することで、貿易手段を多様化し、市内企業の貿易参入と貿易量の拡大をはかるほか、市内高等教育機関とも連携をはかりながら、産・学・官一体となって、主に対岸諸国との経済交流を推進します。

(3) 工業の振興

既存企業の振興に関しては、技術の高度化や経営基盤の強化、新分野への事業進出などに向けた積極的な取り組みについて、ニーズをふまえた適切な施策展開や県内各大学・産業支援機関などとの密接な連携により支援します。

企業誘致に関しては、雇用機会の拡大や地元経済の活性化をめざし、雇用吸収力の高い企業や本市産業への経済的、技術的波及効果の高い企業の誘致につとめます。誘致活動にあたっては、市町合併に伴う地域産業資源の多様化や高速輸送・情報通信基盤など、本市の優位性を積極的にアピールしながら、製造業に加え成長分野のさまざまな業種をターゲットに、既存企業とのつながりもふまえつつ、

本市への立地を長期的、継続的に働きかけます。

(4) 創業の促進と既存中小企業の支援

新事業創出促進法に基づく、河辺地域と雄和地域を含む新市全域をエリアとした秋田地域高度技術産業集積活性化計画に基づき、各産業支援機関との連携を深め、優秀な技術者と起業家の育成・招へいを促進します。

また、インキュベータ施設の活用により、従来からの製造業をはじめ卸・小売業、サービス業など幅広い産業分野の起業家を支援することにより、開業率の底上げをはかるとともに、既存中小企業の事業継続・発展に向けた取り組みを支援し、廃業率の抑制をはかります。特に、河辺地域・雄和地域の特色を活かし、農業を基盤とする製造業や観光分野における起業の促進をはかります。

さらに、産学連携による中小企業の技術力・開発力の向上への取り組みを支援するとともに、既存中小企業が直面している高度情報化の進展や後継者の不足といった問題に対応できるよう、経営体質の健全化と経営基盤の強化を促進します。

(5) 雇用および労働福祉対策の推進

雇用吸収力の高い企業の誘致や新産業の創出等により雇用の場の確保につとめる一方で、企業立地とそれに必要とされる労働力供給のバランスを確保するため、企業が求める人材の育成につとめるとともに、各種商工業振興施策の活用により既存企業の活力向上を促進し、市内勤労者の雇用安定をはかります。

また、すべての勤労者が安心して働き、豊かな生活が送れる環境をつくるため、職場環境と労働条件の改善を促進し、勤労者のための共済事業を支援するとともに、勤労者の知識や技術習得の機会拡充と各種研修の支援による職業能力開発を促進します。さらに、育児・介護休業および事業所内託児など、仕事と家庭・その他の活動との両立ができる環境づくりにつとめます。

(6) 観光・コンベンションの振興

観光振興を通じた本市産業の活性化をはかるため、既存の都市機能との連携をはかりながら、歴史的資源や伝統文化、河辺地域・雄和地域の自然など新市の豊富な観光資源を有効に活かすとともに、観光客受け入れ体制の整備につとめ、通年型観光の確立をめざします。

また、経済効果や情報の円滑化等多くの効果が見込まれるコンベンションについても、観光との密接な連携をはかりながら、その誘致促進につとめます。

大森山動物園については、特徴的な観光資源として、また、豊かな心を育む「動物とのふれあいの場」「生涯学習の場」として整備を進めるとともに、地域の実情に即したサービス展開につとめます。

(7) 農林水産業の振興と市場流通システムの整備

新市においては、合併に伴い農地・森林などの農林水産資源が増大し、都市近郊と中山間地農林業の混在する形態となることから、「(仮称)秋田市農林水産

業振興戦略会議」を設置し、新市の特徴を踏まえた新たな発展の可能性を調査・検討するとともに、新「秋田市農林業・農村振興基本計画」を策定し、農林水産業の着実な振興につとめます。

このうち農業については、「新時代に躍動する多様な農業経営体の育成」「消費者ニーズに応える農産物供給体制の構築」「農業の持続的発展と経営の安定化」「多面的機能の高度発揮」「農業・農村と都市の共生・対流による循環型社会の実現」を基本に、経営感覚に優れた幅広い担い手の確保・育成や地域自給率の向上、循環型農業の推進、地産地消体制の確立につとめます。

また、品質の向上や低コスト化、省力化による農業経営の安定をはかるため、ライスセンターなどの共同利用施設の整備を促進するとともに、生産性の向上をはかるため、ほ場整備などの基盤整備を促進するほか、用排水施設の整備や農道・農業集落排水などの整備により農村の生活環境の向上につとめます。さらに、都市と農村の交流を促進するため、多様なニーズに対応した日帰り型および滞在型の市民農園を整備するなど、グリーン・ツーリズムや食農教育、スローフード運動を推進します。

森林・林業については、「循環利用の森林づくり」「暮らしを守る森林づくり」「市民との共生の森林づくり」を基本に、森林の公益的機能の高度発揮と林業の健全な発展を促進するため、保育や病虫害駆除など、適正な維持管理と保全につとめるとともに、林道・作業道等の生産基盤の整備をはかります。また、里山の保全・活用等による森林空間の市民利用を促進します。

水産業については、栽培漁業や漁業関連施設の整備につとめるなど、沿岸漁業・内水面漁業の振興をはかります。

中央卸売市場については、刻々と変化する流通環境に的確に対応するため、消費・販売情報等の把握につとめるとともに、地場生産状況などの地域の実情や経済環境の変化に応じた柔軟な流通システムの確保と、情報化の進展等に対応できる施設機能の高度化につとめます。

【主要事業】

施策名	事業名	前期	後期	事業主体
(1) 商業・サービス業の振興	ハートピア秋田（物産イベント）事業			市
	独創的創業計画支援事業			市
(2) 貿易の振興	海外市場開拓支援事業			市
	秋田臨空地区物流機能拡充事業			市
(3) 工業の振興	地域(河辺、雄和)シーズ発掘活用事業			市
(6) 観光・コンベンションの振興	観光案内板等整備事業			市
	岩見温泉補修・整備事業			市

	華の里施設整備事業（町の駅建設事業）			市
	雄遊カヌークルージング振興事業			市
(7) 農林水産業の振興と市場流通システムの整備	（仮称）秋田市農林水産業振興戦略会議事業			市
	農業生産総合対策条件整備事業			市
	スーパー農園整備事業(河辺地域)			市
	スーパー農園整備事業(雄和地域)			市
	農道整備事業			市
	農業集落排水事業			市
	・下北手中央地区			
	・金足地区			
	・太平、柳田地区			
	・河辺岩見地区			
・河辺鶉養地区				
・雄和種平地区				
・雄和神ヶ村地区				
・雄和繫地区				
・雄和新波地区				
汚泥減量化促進事業				市
県営経営体育成基盤整備事業				県
県営ため池等整備事業				県
県営林道関係開設事業				県

3 「安心して健康にすごす助け合いのまち」づくり

【基本的方向】

思いやりと助け合いの心を広げ、市民生活の実情に即した社会福祉や保健衛生を充実するとともに、救急・医療体制や消防力、防災体制の強化につとめます。

そして、人にやさしい仕組みづくりにより、すべての人が安心して健康に暮らせるまちをめざします。

【施策の方針】

(1) 地域福祉の推進

地域においてさまざまな人々が交流し、相互に支え合い・助け合う地域づくりを推進するため、地域福祉計画に基づき、福祉サービス提供体制の充実をはかりながら、福祉サービスの利用を推進するとともに、市民の自主的な地域活動を積極的に促進します。そして、市民・事業者・行政が、福祉を取り巻く状況を理解し、それぞれの責任と役割分担について学習する機会を広げ、地域福祉の推進をはかります。

(2) 高齢者保健・福祉の充実

生きがいや健康づくり、介護予防等のための施策を充実させるとともに、ボランティアやサークル等の自主的な活動を支援し、自立と社会参加を促進します。

また、元気で活動的に暮らすことができるよう、社会的活動や運動機能の低下などに対応した予防対策を推進します。併せて、家族介護者の負担軽減をはかるため施設整備につとめるとともに、家族介護者の健康管理の支援につとめます。

(3) 障害者保健・福祉の充実

ノーマライゼーション理念の啓発につとめ、秋田市障害者プランの着実な推進をはかりながら、障害をその人の個性としてとらえ、当事者が地域社会で生活できるように、在宅サービスの充実や施設整備を行い、障害者の自立と社会参加を促進します。

地域特性を踏まえつつ行政サービスの一体性を確保するため、障害者の通院移送に対する支援の拡充につとめます。

(4) 母子保健・児童福祉の充実

子どものしあわせを第一に考え、子育てがかけがえのない経験であることを実感できるようにするため、次世代育成支援対策の一環として、市民と行政が協働で子育て・子育てを行うという基本認識のもと、秋田市エンゼルプランおよび次世代育成支援行動計画に基づき、関連施策を進めます。

具体的には、保健・医療・福祉・教育・男女共生等に関連する機関と連携しながら、妊産婦、乳幼児の健康管理や子育て中の親の悩み、家庭相談等に関し適切

な助言をするほか、児童虐待等の防止や当事者の支援体制の充実につとめます。

また、多様化する保育ニーズに応えるため、保育サービスを拡充するとともに、施設整備を含めた保育環境の向上と待機児童の解消につとめます。さらには、市民協働で、地域の子育てを支え合う体制を強化するほか、子育てに伴う経済的支援や母子・父子家庭の自立促進をはかります。

(5) 保健体制の充実

疾病の発症を予防する一次予防対策を重点的に推進するため、市民が生涯にわたって健やかで安全な生活を送ることができるよう、生活習慣改善に対する自主的な取り組みを支援するとともに、各種健診の充実につとめます。

また、感染の恐れがある疾病の発生およびまん延を予防するために予防接種を行い、市民の健康の保持・増進につとめます。

(6) 衛生体制の充実

あらゆる健康被害の発生予防と拡大防止のための危機管理体制の充実・強化をはかるとともに、食品関係営業施設の衛生確保等につとめるほか、新たに河辺地域において食肉衛生検査所を設置・運営し、食肉の安全性確保につとめます。

斎場については、環境等に配慮した計画的整備を検討します。

市営墓地については、今後の墓地需要に見合った墓地の計画的整備を検討します。

(7) 医療・救急体制の充実

医療技術の進歩に対応した医療の供給をめざし、市立病院については、市民の命を守り、健康な生活を支える総合的・中核的な医療機関として、医療スタッフおよび医療機器の充実をはかるとともに、引き続き経営の改善につとめます。

救急については、救急需要が年々増加する中、市民の救急業務に対する期待と信頼に的確に応えるため、救急救命士の養成や車両の整備を進め、特に、雄和地域の救急車を高規格救急車に更新するなど、さらなる救急業務の高度化をはかります。また、市民に対する心肺蘇生法など応急手当方法の普及・啓発等につとめるとともに、メディカルコントロール体制の強化をはかります。

(8) 社会保障の充実

介護保険については、要介護者等がニーズに適合したサービスを自ら自由に選択し、自立した生活を営めるよう、関連事業者等との連携を十分にはかります。また、引き続き制度に対する周知徹底をはかり、市民参加のもとでの健全な運営を進めます。

被保護世帯については、引き続き自立助長のための適切な支援を行います。

国民健康保険については、国保税の収納率向上および加入者の疾病の早期発見と自主的な健康管理のため、保健事業の充実につとめます。

国民年金については、市民の老後における年金受給権を確保するため制度の周

知につとめます。

(9) 消防力と防災体制の強化

火災予防や大規模災害等への対策を充実させるとともに、防災意識の普及・啓発および自主防災組織等の育成につとめ、市民と行政が一体となった災害に強い安心できるまちづくりを推進します。特に、合併後における消防力の地域バランスを適正化し、併せて消防力・防災力を強化するため、消防署所を適正規模に再編することにより組織の効率化をはかり、より効果的な災害対応に取り組みます。

また、大規模災害や不測の事態への対策を充実させるとともに、防災意識の普及・啓発につとめ、市民と行政が一体となった災害に強い安心できるまちづくりを推進します。特に、災害発生時における被害状況の迅速な把握や被災地域住民への適時適切な情報提供等をスムーズに行うなど、市内全域にわたってより迅速かつ適切な対応ができるよう、情報通信システムの高度化を推進します。

さらに、市民の防災意識の普及・啓発のため、日本海中部地震等の災害関係資料を備えるとともに、防災品の展示コーナーや疑似体験コーナー等を配置した防災センターを、既存施設などの活用により設置することを検討します。

(10) 安全・安心な暮らしへの支援

交通安全運動を進め、広報・啓発活動の強化につとめます。

また、豊かで安全な消費生活に向け、消費者が経済活動の主体として責任を持って意思決定ができるよう消費者意識の啓発につとめます。さらに、消費者センターを中心とした情報ネットワーク化をはかり、相談業務の充実・強化につとめます。

【主要事業】

施策名	事業名	前期	後期	事業主体
(1) 地域福祉の推進	けやきのまちのしあわせプラン推進事業			市
	地域福祉計画推進事業			市
(2) 高齢者保健・福祉の充実	老人福祉施設整備推進事業			市
(3) 障害者保健・福祉の充実	障害者福祉施設整備推進事業			市
	身体・知的障害者交通費補助事業			市
	精神障害者交通費補助事業			市
(4) 母子保健・児童福祉の充実	児童福祉施設整備推進事業			市
(5) 保健体制の充実	健康あきた市21推進事業			市
	健康増進情報システム統合事業			市

(6) 衛生体制の充実	斎場改築事業			市
	墓地公園改修事業			市
(7) 医療・救急体制の充実	救急業務高度化推進事業			市
(9) 消防力と防災体制の強化	消防水利整備事業			市
	車両整備事業			市
	車両整備事業（非常備）			市
	消防施設整備関係事業			市
	消防通信施設整備事業			市
	防災行政無線整備事業			市

4 「可能性を伸ばし生きがいを持てる文化のまち」づくり

【基本的方向】

充実した学習活動や文化活動およびスポーツに親しめるよう、生涯学習の機会と環境を整えます。

そして、郷土の歴史と伝統を誇りに、市民が自ら可能性を伸ばし、常に生きがいのある人生を送れるまちをめざします。

【施策の方針】

(1) 学校教育の充実

教育改革が進められ、学校の主体性が強調される中、教育に求められている課題に対応するため、時代に対応した教育の充実をはかるとともに、創意ある教育活動の推進につとめます。

また、基礎・基本を身につけ、子どもが自ら学び自ら考える力を育てる学習指導を推進し、個性と能力の伸長につとめるとともに、地域社会や家庭の教育力の活用をはかりながら、教育環境の整備充実のもと、自立型の子どもの育成につとめます。

(2) 高等教育の充実

秋田公立美術工芸短期大学については、社会の変化に的確に対応したカリキュラムの編成につとめるなど、教育内容の充実をはかり、社会に広く貢献できるような人材を育成するとともに、教育・研究成果の発表や地元産業との連携強化により、地域貢献につとめます。

また、情報科学技術や国際化の進展などを見据え、市内にある大学の教育環境や設備の整備・充実・促進につとめます。

(3) 社会教育の充実

拠点公民館、青少年センター、女性学習センター、図書館などの社会教育施設を中心に、関係機関・団体、民間諸団体との新たなパートナーシップの形成につとめ、市民の学習ニーズやさまざまな課題に応える学習機会の拡充や情報化社会への対応、指導者の養成、施設の整備・充実をはかります。

(4) 生涯スポーツの推進

市民の健康増進と生きがいづくりのため、市民スポーツや競技スポーツをはじめとした生涯スポーツに親しむことができるよう、環境づくりにつとめます。

また、正しい知識と技能を備えた指導者の養成・確保につとめるとともに、スポーツ関係団体の充実強化により競技力の向上をはかるほか、スポーツ施設の整備拡充と効率的活用につとめます。

(5) 市民文化の振興

精神的豊かさに満ちた市民文化振興のため、市民の芸術・学術活動を支援するとともに、創造的な文化活動を支える文化施設の機能充実につとめます。

また、文化財をはじめとする郷土の貴重な遺産や民俗芸能の保存・活用につとめます。

市史編さんについては、郷土の歴史・文化を後世に残し伝えるため、その充実をはかり、市民の郷土愛を育みます。

【主要事業】

施策名	事業名	前期	後期	事業主体
(1) 学校教育の充実	小・中学校増改築等事業 (河辺地域)			市
	小・中学校増改築等事業 (雄和地域)			市
	小・中学校大規模改造事業 (河辺地域)			市
	小・中学校大規模改造事業 (雄和地域)			市
	小・中学校グラウンド改良事業 (河辺地域)			市
	小・中学校プール改築事業 (河辺地域)			市
	小・中学校プール改築事業 (雄和地域)			市
	小・中学校情報教育環境整備事業 (河辺地域)			市
	小・中学校情報教育環境整備事業 (雄和地域)			市
	教育研究所改修事業			市
	(3) 社会教育の充実	児童館等整備事業		
(5) 市民文化の振興	民俗資料館等整備事業			市

5 「自ら考え主体となって参加する開かれたまち」づくり

【基本的方向】

市民自治意識の醸成や男女共生社会の充実、市民との情報交流の活性化により、市民と行政の新たなパートナーシップの構築をはかるとともに、地方分権に対応した行政能力・機能の強化につとめます。

そして、市民自らが郷土の将来を考え、市民が主体となって地域づくりに参加・参画できる開かれたまちをめざします。

【施策の方針】

(1) 市民活動の促進と市民協働の推進

多様化する市民ニーズに効率的かつ効果的に対応し、市民力を活かした地域づくりを推進していくため、連帯意識に支えられた地域自治組織の活動、各種コミュニティ活動を支援します。また、市民一人ひとりがまちづくりに主体的に参加できるよう、各種市民活動の促進に向けた施策の基本方針に基づき、関連施策を推進します。

こうした活動の拠点となるコミュニティセンター等の公共施設については、地域全体の均衡と地域特性、施設の複合化を考慮した配置につとめます。また、秋田拠点センターアルヴェの秋田市民交流プラザでは、市民と行政が共に地域づくりを担うためのパートナーシップの構築や、サービスの受け手がサービスをつくるという視点に立ち、市民参加・参画を基本とした市民対話型の運営をめざします。

さらに、政策形成過程や公共サービス提供などさまざまな場面において、市民との情報共有を前提とする対等なパートナーシップのもと、市民協働を積極的に推進します。

(2) 男女共生社会の充実

市民一人ひとりが個人の自由な選択や多様な生き方を認め合い、平等に尊重され、その人らしく生きられる社会の実現をめざし、さまざまな分野での男女共同参画の促進につとめます。

(3) 市民との情報交流の充実

市民の市政への理解を深めるため、的確に市政情報を提供できるよう、広報紙やテレビ映像などさまざまなメディアを通じて広報活動を進め、市民の目線に立った市政情報の提供につとめます。

また、市民の多様なニーズや地域のさまざまな課題を的確に把握し、効率的に市政へ反映させるため、市民からの意見、要望等を受け止める広聴活動の充実をはかるとともに、開かれた市政運営と幅広い市民の市政参加を促進するため、(仮称)市民公聴条例を制定します。

情報公開制度については、原則公開、プライバシーの保護、市民の利用しやすい制度や公正で迅速な救済制度の確立を基本に、制度の適正な運用とさらに充実した市政情報資料の収集・提供につとめます。

(4) 姉妹都市等交流・平和活動の推進

幅広い分野での市民交流をはかるため、平成13年7月に策定した「秋田市国際化マスタープラン」に基づき、交流活動成果のさらなる市民還元や友好・姉妹都市等の属する文化圏全体への理解を視野に入れた交流を促進するとともに、世界に向けた多様かつ柔軟なパートナーシップの形成につとめます。

また、世界の恒久的平和に向けて、平和意識高揚のための広報活動を進めるとともに、市民の平和活動への協力と支援につとめます。

(5) 地方分権と地域連携の推進

市民ニーズに的確に応える自主的な自治体運営の基盤確立をめざし、自主財源の拡充とさらなる権限移譲を進めながら、分権型行政システムの確立につとめます。

また、魅力と活力に満ちた地域社会を形成するため、経済、文化などにおける諸活動を通じて、周辺市町村をはじめとする他地域との連携をはかります。

(6) 行政改革の推進と行政能力の強化

市民志向・成果志向に基づく、迅速性とコスト意識に根ざした行政運営を実現するため、行政改革大綱の着実な推進をはかるとともに、自主財源の確保など財政の健全化につとめます。

また、行政評価システムを確立するなどし、PDCA（PLAN-DO-CHECK-ACTION：計画-実行-評価-改善行動）の業務改善サイクルに基づいた行政運営につとめます。そのため、職員一人ひとりが自ら課題を見つけ、達成すべき目標を設定し、効果的・効率的に解決をはかる能力の育成につとめるとともに、職員の能力・やる気・個性を最大限に発揮できる制度の構築をめざします。

市民サービスについては、全市的な行政サービスの充実をめざし、市民ニーズに応じたきめ細かな対応につとめるとともに、戸籍事務等の電算処理システムや各種証明書の自動交付システムの導入など、迅速な窓口対応と事務の効率化をはかり、市民生活の利便性の向上につとめます。

さらに、市町合併に伴い市域が大幅に拡大するとともに、地域の多様性が増すことから、市民協働という時代の流れも踏まえつつ、市民のニーズやライフスタイルに適應した行政サービスの提供と分権の進展を見据えた都市経営能力強化をはかっていくことが必要になっています。そのため、各種行政事務と市民サービスの適切な集中と分散をはかるとともに、これに対応すべく庁舎や各支所等の総合的な整備と公共施設の複合化を推進します。

【主要事業】

施 策 名	事 業 名	前期	後期	事業 主体
(6) 行政改革の推進 と行政能力の強化	総合計画策定および推進事業			市
	庁舎・支所等総合整備事業 ・秋田市庁舎新築事業 ・(仮称)西部市民サービスセンター整備事業 ・(仮称)北部市民サービスセンター整備事業 ・(仮称)東部市民サービスセンター整備事業 ・(仮称)南部市民サービスセンター整備事業 ・旧河辺町役場および多目的総合センター建物等改修事業 ・旧雄和町役場、雄和町図書館および農村環境改善センター建物等改修事業			市
	電子入札システム構築経費			市
	税関係証明書自動交付システム構築事業			市
	戸籍事務等電算化事業			市
	合併市町村振興基金設置事業			市

第7章 秋田県事業の推進

秋田県は市町村合併支援プラン（平成15年9月最終改訂）において、合併市町村のめざす将来像実現に向けたまちづくりが着実に進むよう、県事業の計画的推進や財政支援等を実施することとしていますが、新市において、県が主体的に関わる事業は次のようになっています。

県は、当該事業の実施により、新市の速やかな一体性の確保と魅力ある地域づくりを支援することとしています。

1 まちづくり支援

長期的かつ広域的視点に立った土地利用計画・都市計画の推進に加え、まちづくりと連携した利便性の高い交通体系の確保を支援するため、関連の計画策定事業や調査事業を推進することとしています。

県の事業名等（再掲）	新市の関連施策
都市計画指導調査事業 新秋田都市計画区域マスタープラン策定事業	土地利用計画と都市計画の推進（22ページ）
総合交通体系調査事業	交通体系の整備（22ページ）

2 農林業の振興

経営の安定に向けた農林業の生産性向上などを支援するため、ほ場や用水路などの農業基盤整備事業や林業関係事業を推進することとしています。

県の事業名等（再掲）	新市の関連施策
経営体育成基盤整備事業 （河辺地域） ・赤平地区、大沢地区 （雄和地域） ・芝野地区、芝野東部地区、種沢地区、女米木地区、新波地区、銅屋地区 ため池等整備事業（仁井田堰） 林道関係事業	農林水産業の振興と市場流通システムの整備（29ページ）

3 道路の整備

新市の一体性確保と地域間交流の活性化を支援するため、市の中心部と河辺町・雄和町の中心部を連絡する道路や主要公共施設へのアクセス向上をはかるための道路等の整備を推進することとしています。

県の事業名等（再掲）	新市の関連施策
地域高規格道路秋田中央道路の整備 ----- 街路事業 ・ 千秋広面線の整備 ・ 川尻広面線の整備 ・ 秋田駅東中央線の整備 ・ 新屋土崎線の整備 ----- 主要地方道秋田御所野雄和線（秋田空港アクセス道路）の整備	道路網の整備（23ページ）

第7章 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮しながら、地域特性や地域バランス、住民ニーズ、さらには財政負担等に関して十分な検討を行ったうえ、計画的に進めることを基本にします。また、統合整備にあたっては、住民の利便性向上のため、施設の複合化・多機能化につとめることとします。

なお、河辺地域・雄和地域の旧役場庁舎等については、出先機関としての適切な機能確保やITの積極活用につとめ、住民サービスの向上をはかります。

第9章 財政計画

(単位：百万円)

		11年間の合計 (平成17年度～平成27年度)
歳入	地方税	529,387
	地方譲与税	15,093
	地方交付税	224,537
	その他交付金	64,109
	分担金・負担金	9,724
	使用料・手数料	32,175
	国庫支出金	171,769
	県支出金	32,034
	財産収入	4,712
	寄附金	242
	繰入金	15,627
	繰越金	16,754
	諸収入	66,938
	地方債	142,927
	うち合併特例債	30,000
合計		1,326,028
歳出	人件費	255,343
	扶助費	213,009
	公債費	182,585
	物件費	170,355
	維持補修費	12,198
	補助費等	117,504
	貸付金	57,753
	投資及び出資金	17,147
	積立金	11,010
	繰出金	87,034
	普通建設事業等	202,090
合計		1,326,028
歳入 - 歳出		0

議案第27号

農業委員会の委員の任期および定数の取扱いに関する件変更の件

平成15年11月26日提出の議案第27号農業委員会の委員の任期および定数の取扱いに関する件については、次のとおり変更したいので協議を求める。

河辺町農業委員会および雄和町農業委員会を秋田市農業委員会に統合する。ただし、合併前の河辺町および雄和町の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定を適用し、平成17年7月19日まで在任するものとする。

平成16年5月17日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

変更理由

現在、国会で審議中の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正内容に対応するため変更しようとするものである。

農業委員会の委員の任期および定数の取扱いについて

1 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案

改 正 案	現 行
<p>第19条 農業委員会(選挙による委員が<u>21人以上</u>であるものに限る。)に第6条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するため、農林水産省令で定めるところにより1又は2以上の<u>農地部会を置くことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 農業委員会に第6条第2項第3号から第5号までに掲げる事務及び同条第3項に規定する事務(行政庁の諮問に対する答申を除く)を処理するため、1又は2以上の部会を置くことができる。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>(第10項を削る。)</p>	<p>第19条 農業委員会に第6条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するため、<u>農地部会を置く。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 農業委員会に第6条第2項第3号(基本的な方針の決定を除く。)から第6号までに掲げる事務及び同条第3項に規定する事務(行政庁の諮問に対する答申を除く)を処理するため、1又は2以上の部会を置くことができる。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>10 選挙による委員の<u>定数20人以下</u>である農業委員会にあっては、農地部会...を置かない。</p>

2 農業委員会の概要について

市 町 名		単位	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町	計		
行政面積		ha	46,010	30,106	14,451	90,567		
農地面積(2000㌃)		ha	4,736	1,567	2,014	8,317		
農家戸数(2000㌃)		戸	3,809	1,190	1,129	6,128		
農業委員の任期			H14.7.20~ H17.7.19	H14.7.20~ H17.7.19	H14.9.28~ H17.9.29	任期3年		
選挙区の数			6選挙区	1選挙区	3選挙区	10選挙区		
農 業 委 員 の 数	公 選 委 員	定 数	人	20	12	11	43	
		現 員	人	20	12	11	43	
	選任 委員	1号(JA,農済)	人	2	2	2	6	
		2号(議会推薦)	人	5	3	3	11	
	計		人	7	5	5	17	
合 計		人	27	17	16	60		
選挙人名簿 (H15.3.末)		基準農家	戸	4,152	1,306	1,290	6,748	
		有 権 者	男	人	5,565	1,948	1,860	9,373
			女	人	5,376	1,959	1,820	9,155
		計	人	10,941	3,907	3,680	18,528	

3 編入合併に伴う農業委員の身分について

編入合併の原則

		選挙による委員	選任委員
1市町村に	秋田市	引き続き在任	引き続き在任
1農業委員会	河辺・雄和町	身分喪失	身分喪失
1市町村に2つ	秋田市	身分喪失(委員会毎に設置選挙)	身分喪失
以上農業委員会	河辺・雄和町	身分喪失(委員会毎に設置選挙)	身分喪失

合併特例法による特例措置

		選挙による委員		選任委員
1市町村に 1農業委員会	秋田市	引き続き在任	残任期間	引き続き在任
	河辺・雄和町	40人以内で 定めた数	秋田市の 残任期間	身分喪失
1市町村に2つ 以上農業委員会	秋田市	10人以上80人 以内で定めた数	合併から1年 以内の期間	身分喪失
	河辺・雄和町	10人以上80人 以内で定めた数	合併から1年 以内の期間	身分喪失

農業委員会等に関する法律第34条の特例

旧市町村毎に、3つの農業委員会を置く場合、選挙委員、選任委員ともに各農業委員会の残任期間在任できる。

〔参考〕

地方自治法

（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通公共団体に置かなければならない委員会及び委員は左の通りである。

（ 中 略 ）

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

一 農業委員会

二 固定資産評価審査委員会

（ 以 下 略 ）

農業委員会等に関する法律

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（委員の任期）

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。

（ 以 下 略 ）

定数に関する規定

農業委員会等に関する法律施行令第2条の2で定める基準

区 分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内の世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が1,000以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

市町村の合併の特例に関する法律

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては八十を超えず十を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては四十を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入する合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

(以下略)

議案第58号

社会教育事業の取扱いに関する件

社会教育事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

社会教育事業については、合併時に秋田市の制度に統一するものとする。
ただし、一部の事務事業については廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講じるものとする。

平成16年5月17日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久

議案第61号

地域審議会の設置に関する件

地域審議会の設置を次のとおり決定することについて、協議を求める。

地域審議会については、合併後も河辺地域および雄和地域の住民の声を新市の施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの展開を図るため、次のとおり設置するものとする。

- 1 現在の河辺町、雄和町の区域を単位として、それぞれの区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。
- 2 地域審議会の設置に関し必要な事項を、別紙のとおり定めるものとする。

平成16年5月17日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐 竹 敬 久

